

○福岡県立学校授業料等減免規則

昭和二十七年十二月二十七日

福岡県教育委員会規則第十一号

〔福岡県立高等学校授業料減免規則〕を制定し、ここに公布する。

福岡県立学校授業料等減免規則

(平一五教委規則一〇・平二六教委規則四・改称)

(趣旨)

第一条 福岡県立学校授業料等徴収条例(昭和二十七年福岡県条例第十四号。以下「授業料条例」という。)第六条第二項の規定による授業料及び福岡県立高等学校通信教育入学科及び受講料条例(昭和三十四年福岡県条例第二十一号。以下「受講料条例」という。)第四条第二項の規定による受講料(以下「授業料等」という。)の減額又は免除(以下「減免」という。)の基準及び手続は、この規則の定めるところによる。

(平一五教委規則一〇・平二六教委規則四・一部改正)

(減免の基準)

第二条 授業料条例第六条第一項及び受講料条例第四条第一項に規定する特別の事由があると認められる者とは、次に掲げる者をいう。

- 一 天災その他不慮の災害により、学資の負担に堪えられなくなった者の子及び弟妹
- 二 外国の高等学校に留学することを許可された者
- 三 その他校長において特に減免の必要があると認めた者

(昭六三教委規則七・平二一教委規則一・平二六教委規則四・一部改正)

(減免の手続)

第三条 前条第一号及び第三号の規定により授業料等の減免を受けようとする者は、次に掲げる書類を添えた願書(様式第一号)を校長を経由して教育委員会に提出しその許可を受けなければならない。

- 一 家庭調書(様式第二号)
  - 二 前条第一号に該当する者にあつては、天災その他不慮の災害の罹災年月日、罹災程度についての当該市町村長の証明書
  - 三 学資の負担に堪えられないと認めることができる市町村長等の証明書
- 2 前条第二号の規定により授業料等の減免を受けようとする者は、願書(様式第一号)に留学にかかる許可書の写を添えて校長を経由して教育委員会に提出しその許可を受けなければならない。
- 3 校長は前二項の願書を受理したときは、意見書(様式第三号)を添えて教育委員会に進達しなければならない。

(昭三〇教委規則一一・昭三五教委規則四・昭四三教委規則二・昭六三教委規則七・平一五教委規則一〇・平二一教委規則一・平二六教委規則四・一部改正)

(減免期間)

第四条 授業料等減免の期間はこれを許可した月の翌月から当該年度の三月までの間とし、その期間の延長を受けようとするときは、減免更新願(様式第四号)に第三条第一項第三号に掲げる書類を添えて手続をとらなければならない。ただし、第二条第二号の規定により授業料等の減免を受けようとする者の留学許可の期間が、当該年度の三月以前に終了する場合は、授業料等減免の期間は復学する月の前月までとする。

2 前項の規定に関わらず、入学の月に授業料等の減免を許可したときは、授業料等減免の期間はこれを許可した月から当該年度の三月までの間とする。

(昭四三教委規則二・一部改正、昭五五教委規則七・旧第五条繰上、昭六三教委規則七・平二一教委規則一・平二六教委規則四・一部改正)

(減免の取消し等)

第五条 授業料等を減免された者が、減免の期間中において、その減免の事由を失ったとき又は減免の願出について虚偽の事実が判明したときは、減免を取り止め又はこれを取り消すものとする。

(昭五五教委規則七・旧第六条繰上、一部改正、平二六教委規則四・一部改正)

(受講料の減免額)

第六条 減免する受講料の額は、受講料条例第二条に定める額を十二で除した額に第四条に規定する減免期間の月数を乗じた額とする。

(平二六教委規則四・追加)

付 則

- 1 この規則は、公布の日から施行し昭和二十七年四月一日から適用する。
- 2 県立学校生徒授業料免除規程(大正十五年福岡県令第三号)及び県立学校生徒授業料免除に関する件(一六学第七六六号学務部長通牒)は廃止する。

附 則(昭和三五年教委規則第四号)

(施行期日)

- 1 この規則は、昭和三十五年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の規則の様式による用紙のうち、教育長が特に認めるものについては、なお、当分の間、これを使用することができる。

附 則(昭和四三年教委規則第二号)  
この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和五五年教委規則第七号)  
この規則は、公布の日から施行し、改正後の福岡県立高等学校授業料減免規則の規定は、昭和五十五年四月一日から適用する。

附 則(昭和六三年教委規則第七号)  
この規則は、公布の日から施行し、改正後の福岡県立高等学校授業料減免規則の規定は、昭和六十三年四月一日から適用する。

附 則(平成一五年教委規則第一〇号)  
この規則は、平成十五年十一月一日から施行する。

附 則(平成二一年教委規則第一号)  
この規則は、公布の日から施行し、平成二十一年四月分授業料の減免手続から適用する。

附 則(平成二六年教委規則第四号)  
この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

様式第1号(第3条)

(平26教委規則4・全改)

授業料等免除(減額)願書		
年 月 日		
福岡県教育委員会 殿		
学校	全日制 定時制 通信制 専攻科	第 学年
氏名		印
保護者氏名		印
下記の事由により 平成 年 月か	免除 減額	を受けたいので関係書類

ら授業料等の		
を添えてお願いします。		
記		

様式第2号(第3条)

(平26教委規則4・全改)

家庭調書						
						現住所
						生徒氏名
続柄	氏名	現住所	生年月日	年齢	収入	備考
備考						
1 続柄の項は生徒との続柄とし、例えば父、母、兄、姉、本人等と記入すること。						
2 年齢の項は授業料等免除(減額)願書提出日現在の満年齢を記入すること。						

様式第3号(第3条)

(平26教委規則4・全改)

意見書
-----

年 月 日

福岡県教育委員会 殿

福岡県立

学校長

公印

本校生徒

全日制  
定時制  
通信制  
専攻科

第 学年(生徒氏  
名)の授業料等

免除  
減額

願書の進達に当たり、

下記のとおり意見を申し述べます。

記

備考

意見の内容についてはその家庭が学資の負担に堪えられないようになった経過並びに現在の家計の状況等について特に具体的に記載すること。

様式第4号(第4条)

(平26教委規則4・全改)

授業料等減免更新願		
年 月 日		
福岡県教育委員会 殿		
学校	全日制 定時制 通信制 専攻科	第 学年
氏名		印
保護者氏名		印
平成 年 月 から授業料等	免除 減額	を受けておりますが更新を受けたいので関係
書類を添えてお願いします。		
校長の意見		
福岡県立		学校長 印